

### ③労働組合の地域共闘

労働組合の産業別団結と地域的団結のそれぞれの機能の強化は労働組合運動の原点であるといわれています。

全労連の発足と「連合」の結成という事態が象徴する労働組合運動の「新世紀」のスタート地点で、あらためて労働組合の地域活動の意義は重大なものになっています。

本章での課題は、つぎの三点です。

- ① 地方・地域労連（ローカルセンター）の活動はいかにあるべきか。
- ② 産業別共闘の地域的展開はどのように発展させられるべきか。
- ③ 地域住民の要求や地域づくりの運動に労働組合はどうかかわるべきか。

#### 1 ローカルセンターの役割

#### ◆「連合」の地方組織の特徴

一九八七年一月に発足した全日本民間労働組合総連合（いわゆる旧「連合」）は、一

九八九年一月には旧総評系官公労を吸収して日本労働組合総連合会（新「連合」）となりましたが、その地方組織づくりは準備会という形で旧「連合」時代の八八年二月から始められていました。そしてこの年七月の第八回中央委員会では、「連合」地方組織準備会を八九年三月までに地方連合会として正式に発足させる方針が決められたのです。

これは、官公労をふくめた「統一ナショナルセンター」発足と同時に地方連合会をスタートさせる、という旧総評の主張を退けて決められたものでした。この背景には、これまでの地方の労働組合運動に相対的に強い影響力を持ってきた総評系官公労が参加する以前に地方組織を発足させることで、地方の運動でもその主導権を確保しようとする狙いがあったことはいまでもありません。

この方針に沿った地方連合会は、八八年一二月の大阪、福岡を皮きりに、八九年三月長崎を最後に四七都道府県すべてに発足しました。これらの地方連合会は、中央段階における新「連合」への移行と前後して、九〇年二月までには新「連合」の地方組織として衣替えを完了したのでした。

ところで、こうして新たに再編されて発足した地方連合会は、旧総評の地方組織（都道府県評、地区労）とは異なり規約上にその位置を明確に規定された組織です。その特徴は、第一に、「連合」加盟の全国産別の地方組織によってのみ構成されるという点です（「連合」規約第五条および第一一条）\*。

第二に、全国産別の地方組織であっても「連合」の運動路線に反対する地方組織は排除する、という排除の論理を地方連合会の組織構成においても貫徹していることです。「連合」の「地方組織の規約基準」では、「ただし、『連合』の構成組織の地方組織であつて

\*「連合」規約第五条 連合への加盟は、産業別全国組織とする。職業別全国組織、および一般組合の全国組織は、産業別全国組織とみなす。

同第一一条 地方連合会は、都道府県を単位に「連合」の構成組織の当該地方組織をもって構成する。

も、「連合の進路」「規約」「運動領域と活動のあり方」に賛同しない組織については、加盟の対象としない」と明記されています。

第三に、ナショナルセンターとローカルセンターとの関係においては中央に強い指導・統制権を担保する、「中央主導型」組織構造になっていることです。各地方組織が定めるべき規約については「地方組織の規約基準」をしめし、中央・地方組織の関係が「一体的組織」であるべきことを強調しながら、さらに「連合」規約ではつぎのようなタガをはめています。「規約第一二三条 1 地方連合会および地域組織の組織・運営等については、本規約の適用を前提に別に定める。2 地方連合会は、「連合の進路」と規約および機関の決定を守るとともに、その組織の現状と活動および財政について、定期的に事務局長に報告しなければならない。3 地方連合会の規約は、制定、改廃にあたって連合に届け出るものとする」。また、規約第四七、四八条では、地方連合会代表者による「地方連合会代表者会議」の設置が定められていますが、その召集権は連合会長がもつことになっていることからして、これは上意下達のための、あるいは地方組織の統制のための機関として位置づけられているといつてもよいでしょう。

なお、地方連合会は大会に代表を派遣することができませんが、それは「特別代議員」であり、「発言」できるが表決権はない」というものにすぎません（規約第三四・三五条\*）。

第四に、結局「連合」の地方組織は、運動・組織のすべての面で「連合」路線を地方にもちこむための「出先機関」にすぎず、本来のローカルセンターの役割を果たすものではない、と結論づけることができるとしよう。

以上は、「連合」の都道府県レベルの地方組織（地方連合会）についてみてきたもので

\* 「連合」の地方組織にかんする規約上の規定は、ほぼ旧同盟の規約の延長線上にあるものといえますが、地方組織の代表者を「議決権をもたない代議員」として大会構成員に加えるという点だけは旧総評の規約から学んで（？）います。なお、地方組織にかんする「連合」の規約と、旧同盟、旧総評のそれぞれの規約との比較検討については、猿橋真「たまたからローカルセンターと運動の新たな前進」（「労働運動」二八八号、一九八九年一〇月）を参照してください。

すが、こうした特徴は区市町村レベルのいわゆる地域組織についても同様であることはいうまでもありません。「連合」の方針では、九一年二月を目標に地域組織の確立が急がれています。

#### ◆地方・地域が「主戦場」

「連合」の組織構造全体をみると、一方では産別の自主性が尊重されているが、他方では中央・地方関係において地方組織の自主性が認められていないという、非対称性が目につきます。じつはこの非対称性のなかに、「連合」の本当の問題関心のありようを見ることができます。

すなわち、産別組織は企業別組織の「寄せ集め」連合体であり、有力な大企業労組あるいは企業連がその主導権を握り、労資協調的潮流ががちりと支配権を確保しています。その反対に、地域組織は戦後の労働組合運動の歴史をみてもわかるように、つねに階級的潮流の影響力が「浸透」しやすい舞台であるわけです。「連合」の組織構造における非対称性は、産別組織において築き上げてきた労資協調的潮流の支配権を、産別主導の地方組織をつうじて地方にも及ぼそうという狙いにたまたまということができます。

ところで全労連は、産業別組織とローカルセンターを組織構成の二つの柱としています。これは世界の労働組合運動の歴史から導き出されてきた組織論上の常識的セオリーですが、先にみたような「連合」の組織構成と比べるならば、地方・地域における産別に加盟していない多数の組合を結集するのに大変有利な条件でもあるわけです。

ことにわが国の労働組合のばあい、企業別組織が大多数であり、いずれの産別やナシヨ

ナルセンターにも加盟せず企業内組合にとどまっている組織は諸外国に比べても大変多いのが特色で、そこに組織された労働者は四〇〇万人ともいわれる膨大なものです。これらの組合は当然のことながら、産別加盟ではないため「連合」に加盟することはできません。これまで地域労働運動に熱心に取り組んできた地区労や地評のなかにも、「連合」やその地方組織に「行けない、あるいは行かない」組合も出てきています。旧総評解散以前には一三〇〇あった地区労の悩みはことに深刻です。

こうした組合とのあいだで、直接に全労連加盟に至らないまでも、春闘、メーデーや個別課題ごとの共同のたたかいを前進させることが重要になっていきますし、その条件は広がっています。

こうした事情もあって、山岸章・「連合」会長は、「(地域組織が全労連との)組織拡大防衛の主戦場となることは明らかであり、私も強い問題意識を持っています」との認識を示し、「連合」の方針では九一年二月を目標にしている地域組織の結成についても、「六か月ぐらい前だおとした方がいい。全労連側もここを押さえようと必死になっている。場合によっては母屋をとらえる危険がある」と危機感をあらわにしています。

地方・地域における全労連の役割はますます重要になっていくといえるでしょう。

## 2 産業別地域共闘の新たな前進

### ◆「連合」傘下の産業別組織における地域組織

単産とよばれる日本の産業別組織は、都道府県レベル、各ブロック別に地方本部あるい

\* 全電通機関紙「あけぼの」一九九〇年二・三月号。

\* 「週刊労働ニュース」一九九〇年一月一日付。

は地方協議会などの名称をもつ地方組織をもっています。しかし、これらの産別内地方組織は、労働組合の地方組織としての本来の機能をはたしているとはいえません。

たとえば、日本の代表的な産別である鉄鋼労連のばあいには、新日鉄、日本鋼管などの独占大企業の関連下請会社の労働者を、関連労協（企業連）に組織して地方本部に加盟させ、中央本部に準加盟させるという組織形態を取っています。ここでは、地方本部は、企業による本工と社外工の差別的支配を前提としたうえで、そのことによる不満や矛盾を吸収するシステムの一環としての役割をになつていると言えるでしょう。いうまでもなく、これらの関連労協や企業連では本工組合の主導権は自明のことです。また、活動面でみても、鉄鋼労連の地方組織の主たる活動はじつは選挙活動であつたのです。

ゼンセン同盟のばあいは、地方組織はほぼ完全に中央組織の統制下に置かれています。ゼンセン同盟地方本部は、加盟組合相互間の連絡調整、組織の充実強化、団体交渉および争議の指導、ゼンセン同盟と同一目的を有する地域的団体との連絡協力をはたすための協議機関にすぎないものとして位置づけられています（ゼンセン同盟規約第七六条）。したがって、地方組織は独自の決議機関をもたないばかりか、支部専従役職員の人事権、任命権、支部財政まで、最終的には会長が保有しているのです。

日本の多くの産業別組合が、実態は企業別組合の「寄り集まり」組織であることから、地域的団結やたたかいがこれらの単産にとつて内在的な必要性をもたないことについて、指摘してきたわけですが、全労連傘下の産業別組合ではこれと対照的に、地域を基礎にした産業別団結を広げる貴重な取り組みがおこなわれています。その代表的な例として、運輸一般、JMIU（全日本金属情報機器労働組合）、自交総連を取り上げてみましょう。

## ◆運輸一般の産業別地域共闘

「集团的労使関係」の確立と拡大を通じて活力ある産別機能の形成をめざしている運輸一般の活動については、本シリーズの各巻で取り上げられ紹介されています\*。これを産別組織の地域共闘の確立・拡大という視点からみると、つぎのような特色を引き出すことができます。

運輸一般が指導する集団交渉は地域と業種という二つの単位でおこなわれていますが、トラック運輸の業種では、東京、大阪、兵庫などの地域単位に交渉単位が作られています。その際、この地域ごとの集団交渉の相手側となるのは、該当する地域を包括的に代表する既存の業界・業者団体（たとえば東京都トラック協会など）ではなく、運輸一般の働きかけて経営者側に新しく作らせた交渉団体なのです。各交渉単位では、各種の最低賃金、労働時間、業務上災害特別保障、優先雇用協定などの労働諸条件や、組合活動の自由の保障などの問題で統一協定が締結されています。こうした集団交渉・統一協定などの具体的取り組みのなから、「集团的労使関係」の内実が作られていくのです。

さて、交渉単位が地域であるばあいには、地方組織が主体とならなければならず、そのためにも地方本部は運輸一般の諸決定と機関の指示に従いつつ、独自の決議機関、執行機関、財政をもつものとして確立されています。もちろん、各個別企業との交渉もおこなわれているわけですが、それが企業別分断に陥らないためにも、地方・業種別交渉、協定という一種の中間段階における運動を実効あるものにしていくことに特別の努力がはらわれているわけです。

\* 本シリーズ第三巻九九、一八九ページ。同第五巻五三、六一ページ。および本巻のII・四などを参照してください。

## ◆JMIUの地域共闘

JMIUは民間「連合」が発足したあとの初めての反「連合」産別組織です。JMIUの構成単組は圧倒的に中小零細企業であることから、産業別・地域別共闘が重視されています。

東京東部地協の荒川ブロックでは、春闘は「合同労使懇談会」から始まります。この「合同労使懇談会」は一九七六年から開かれているものですが、荒川区内の該当の経営者とJMIU加盟の単組代表および友好組合の代表が参加します。この場では組合側が春闘要求の基本的考え方を説明するとともに、経営側は各企業の経営状態を報告することになっています。さらに、八九年春闘のばあい、懇談会では地域の労使合意事項として、①回答指定日にはかならず回答すること、②前年を下回らないこと、③消費税による負担を加味することの三点が確認され、同時に組合側は、誠意のない回答を出した経営にたいしては抗議集会を開くことを通告しました。もちろん春闘のメインは大衆行動です。ブロックとしての統一回答促進確約交渉、JMIUや統一労組懇などの統一行動日にあわせた時間スト、ハチマキ・ワッペン闘争、地協やブロック単位の抗議・決起集会など、各支部・単組・ブロック・地協などのレベルでの多様な大衆行動が積み重ねられ、回答指定日には全支部が回答を引き出し、そのうち大半は一万五〇〇〇円をこえる回答でした。<sup>\*</sup>

## ◆自交総連東京のばあい

自交総連東京地連の春闘を中心とする運動の前進については、すでに本シリーズ第三巻

\* 本シリーズ第三巻一〇五、一八六ページ。



などで紹介されています\*。

ここでは、同地連の地域共闘について簡単に紹介します。第三巻でも強調されているように、自交総連は、産業別統一闘争を重視していますが、同時に地域共闘についても、独自の方針と組織体制を確立しています。「自交総連東京地方連合会組織図」を見てわかるように、地連には中央・東・西・南・北の五つの地域ブロックがあります。そして、この地域ブロックは、それぞれの地域に存在する自交総連未加盟の労働組合（図のなかで「共闘組合」と記されている）とともに、地域共闘（中部ハイタク共闘会議など）を形成しているのです。東京地連のばあい、日常的な組合活動がこの地域共闘が単位となっておこなわれている点が特徴です。各個別企業への抗議や申し入れ、あるいは交渉なども単組ではなく原則としてこの地域共闘で対応することになっていきます。また、ゴルフ大会、囲碁大会などの文化活動も地域共闘として活発におこなわれています。すべての地域共闘組織は独自の財政をもっており、地域共闘として宣伝カーを購入したところもあります。

これらの活動は、「活動のすべての面で企業主義的弱点を克服して、産別運動の観点をつらぬこう」という立場からの組織方針の具体的展開として位置づけ実践されているのです。

### 3 地域づくりと労働組合

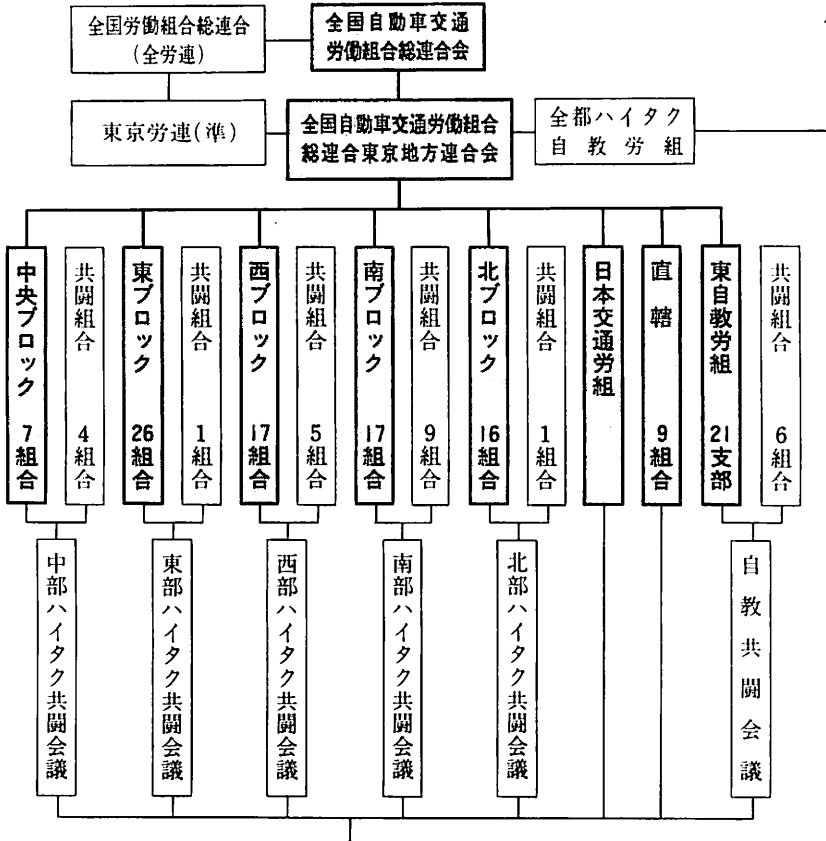
#### ◆地域社会運動の変容

地域社会をみつめる人々の目は八〇年代に大きく変わってきました。ひとこと言えば、

\* 本シリーズ第三巻一八四―一八五ページ。および本巻の二一〇、二〇二などを参照してください。

自交総連東京地連の組織図

1990年11月現在



「地域」が、たんなる区切られたある範囲の土地という意味から、政治・経済・文化のうえて一定の特徴をもつ空間領域として認識される段階をへて、今日ではそれ自体そこに生きる人々にとって価値ある存在として意識されるようになった、といえるでしょう。

実際に、六〇年代末から今日にいたる、地域を争点とした住民運動を観察するならば、地域社会の客観的変容を基礎にしながらも、運動主体すなわち住民の「地域社会」への認識の変化があることを看取することはそう難しいことではありません。

六〇年代後半から七〇年代前半にかけて、高度成長にもなつて発生したさまざまな諸問題をきっかけに活動を開始した各地の住民運動は、七〇年代後半以降、その活動領域を福祉、教育、文化、自然保護などへと移し、そのなかで、市民自身の生き方を見つめ直し、他者との共生関係を積極的に築き直してきました。また、住民運動の課題自身の変化とともに、七〇年代前半までは、企業や行政にたいして作為・不作為を強く働きかける政治活動に比重が置かれていたのが、七〇年代後半以降は、消費者団体やボランティア団体が急増し、「まちづくり」など自治体との有機的な関係をも模索しながら積極的なコミュニケーション活動が数多く展開されるなど、全体として社会活動中心型の住民運動が目立つようになってきました\*。

関西地域でみずからも「地域づくり」の運動に携わってきた経験をもつ二宮厚美氏は、八〇年代の地域運動の特徴を三点にまとめています。

①「たとえば生協や中高年事業団がやっているような、事業をおこすとか、あるいは子供を育てる、文化を高めるといった何かを自らつくり育てながら関わっているという運動」「これは、いわゆるものとり要求型の運動とは少し性格が違う」

\* 中島あかね「一九七〇年代後半以降のわが国の市民運動について」(『関西大法学論集』三五巻二号、一九八五年)、町村敬志「低成長期における都市社会運動の展開」(栗原彬・庄司興吉編「社会変動と文化形成」、東京大学出版会、一九八七年)などを参照。

\* こうした観点からの著作として「生活と地域をつくりかえる」(労働旬報社、一九八五年)、「暮らして女と街づくり」(同、一九八六年)などがあります。

② 「婦人に代表されるような新しい階層のエネルギーを運動のなかに組み入れている」  
 ③ 「地域を単位にして、総合街づくり型の運動」

地域社会と労働組合運動を考える際の前提として、地域社会そのものの変化とともに、地域社会をめぐる争点、運動主体、そして地域社会の住民の地域社会観の変化をも十分踏まえておくことは大切な点です。

#### ◆地域社会と労働組合

こうした視点から考えるならば、従来の「地域労働運動」が貴重な成果を生みだしながらも、なお今日求められている運動課題あるいは水準からして不十分であったことを反省する必要があるでしょう。端的に言えば、それは産業・企業の内部での雇用と労働諸条件を獲得するための補完的な活動か、あるいは労働組合が支持する政党の活動を支援する選挙闘争的なもの以上には、それほど出ていかなかったといわざるをえません。

「地域づくり」「地域おこし」「まちづくり」などの言葉で言われていることは、地域住民の要求に立脚しつつ、労働者およびその家族の生活過程を支える共同体として地域社会を構成し直すことであり、いま必要とされている地域の労働組合運動はこうした課題の現に労働組合が登場するということではなければならないでしょう。

地域社会の自主的民主的再編という課題に労働組合が主体的にかかわるばあい、二つの側面を考える必要があります。生活者としての側面と労働者としての側面がそれです。たとえば、交通労働者は、一方ではその地域における社会的共同生活手段である交通サービスを提供する労働者であり、他方ではその地域の他の労働者によって提供されるサービス

\* 「対談 日本社会の九〇年代展望」  
 『労働法律旬報』二三四号、一九九〇年二月下旬号。

を享受する生活者であるわけです。交通労働者の組合は労働条件の改善を要求するのが本来の任務であるわけですが、それと同時に地域における交通サービスの適切なあり方についても積極的な発言をおこなうことによってその社会的任務を果たすことが求められます。他方、この組合はまた地域におけるその他の社会的サービスを受ける生活者の集団であるわけですから、その立場から地域社会にたいして主体的なアクションを展開する必要があります。

生活者と労働者の二つの立場ははじめからまったく共通の利益で結ばれているわけではありません。共働きの労働者家族と保育サービスにかかわる自治体労働者のように、両者の関係はしばしば緊張関係をもって存在しているのです。こうした緊張関係の存在は当然であり、むしろお互いの立場や要求をぶつけあう場を構築し、生活圏として地域を編成していくのに必要な需要・供給の内容やその体制を協力・共同して作りだしていく努力こそ、地域における労働組合の活動の第一歩となるべきでしょう。

日本の労働組合のばあい、企業別・産業別の伝統的組織原理のもとでは、こうした地域社会において必要とされる課題には取り組みにくいという面があります。その点の自己改革は日本の労働組合に課せられた重要な問題ですが、とりあえずは労働組合の地方・地域組織が地域づくりの中心的位置をしめることが求められます。中心といっても、それは旧来型の「統一的集権型」中心ではなく、地域に存在するさまざまな地域団体、住民組織、社会運動団体の「ネットワーク」として構想されるべきでしょう。

地域における社会的共同生活手段を提供する立場にある労働組合の役割はとくに重要です。すなわち、交通、保健衛生、医療・健康、保育、教育、福祉、情報・文化、住宅など

にかかわる労働者と労働組合です。また、これらの多くは公共サービスとして現在ではおこなわれていることから、自治体関係の労働組合の果たす役割はますます重要になっています。この点では、第四巻で取り上げられた、社会福祉を中心として地域づくりを進めている先進的な事例などから大いに学ぶべきです。